

職場定着支援助成金のご案内

～介護福祉機器助成コース、介護労働者雇用管理制度助成コース～

I 介護福祉機器助成コース

「職場定着支援助成金（介護福祉機器助成コース）」は、介護事業主が介護福祉機器を導入し、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合に助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。

助成金の概要

A

機器導入助成：介護福祉機器の導入費用の25%（上限150万円）

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合、**機器導入助成（介護福祉機器の導入費用の25%（上限150万円））**を支給します。

B

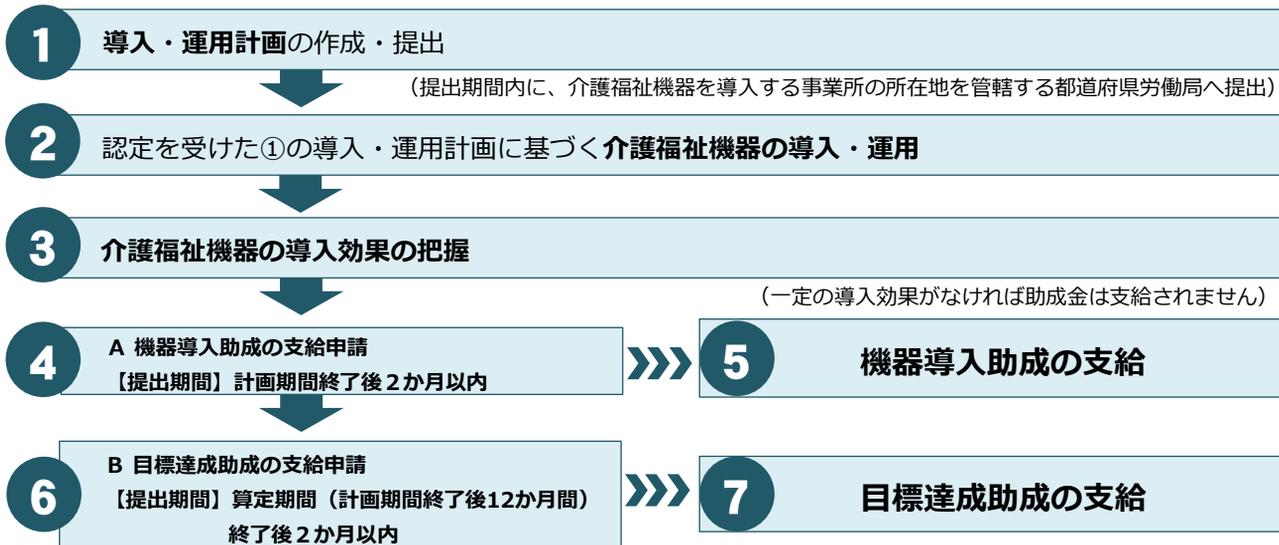
目標達成助成：介護福祉機器の導入費用の20%（上限150万円）

介護福祉機器の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に**目標達成助成（介護福祉機器の導入費用の20%（生産性要件を満たした場合は35%）（上限150万円））**を支給します。

助成金の対象となる介護福祉機器

1. 移動・昇降用リフト
2. 自動車用車いすリフト ※福祉車両の場合は本体を除いたリフト部分のみ。
3. エアーマット ※体位変換機能を有するものに限る。
4. 特殊浴槽 ※リフトとともに稼働するもの。側面が開閉可能なもの。
5. ストレッチャー ※入浴用に使用するもの以外は昇降機能が付いているものに限る。

助成金支給までの流れ



Ⅱ 介護労働者雇用管理制度助成コース

「職場定着支援助成金（介護労働者雇用管理制度助成コース）」は、介護分野における人材不足を解消するため、介護事業主が介護労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備などを通じて、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合に助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。

助成金の概要

A 制度整備助成：50万円

介護事業主が介護労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備（職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備）を行い、実施した場合に**制度整備助成（50万円）**を支給します。

B 目標達成助成（第1回）：57万円

Aに加え、賃金制度の適切な運用を経て、介護労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了1年経過後に**目標達成助成（第1回）（57万円（生産性要件を満たした場合は72万円））**を支給します。

C 目標達成助成（第2回）：85.5万円

Bに加え、賃金制度の適切な運用を経て、介護労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了3年経過後に**目標達成助成（第2回）（85.5万円（生産性要件を満たした場合は108万円））**を支給します。

助成金の対象となる賃金制度

助成金の対象となる賃金制度とは、介護労働者の職場への定着を促進するために、職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるもの（一労働者に対して単一の額を定めるものを除く。）をいいます。

原則として、雇用する全ての介護労働者について適用されている必要があります。

助成金支給までの流れ



※助成金は、厳正な支給審査の上、支給・不支給を決定します。

職場定着支援助成金には上記以外にも、魅力ある職場づくりに取り組む事業主の皆様にご利用いただける「雇用管理制度助成コース」や「保育労働者雇用管理制度助成コース」があります。

手続きなどの詳細、詳しい支給のための要件、ご不明な点は、厚生労働省HPをご覧ください。最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。

◆インターネットでの検索

職場定着支援助成金

検索